

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

山口国民年金 事案 709

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を滞納していたので、父親に用意してもらったお金をA村役場（現在は、B市A総合事務所）に直接持参して納付したにもかかわらず、未納とされている。

A村役場の元職員が私には保険料の未納が無いことを証言してくれるので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料の納付について、滞納していた2年間の保険料をA村役場で納付したとしており、当該納付したとする保険料の一部は過年度保険料であったと考えられるところ、B市は、「当時、A村役場で納付することができたのは現年度保険料のみであり、過年度保険料を納付することはできなかった。」と回答している。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和49年10月から51年3月までの保険料は、51年12月に過年度納付されていることが確認でき、当該保険料を納付した時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる上、申立人に申立期間の保険料を納付することができる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを証言してくれるとしてA村役場の元職員の氏名を挙げているところ、当該元職員は、「申立人が申立期間の保険料を納付したかどうかは分からない。」と回答している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続及び

申立期間の保険料を納付するのに必要な金額を用意してくれたとする申立人の父親は既に死亡している上、申立人と連絡が取れないため、当時の保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 63 年 8 月まで

私は、申立期間当時はA市にいたが、勤務していた会社が倒産したり、友人の借金の保証人になったりして、住むところも転々としていた。子どもの病気でA市役所B支所に行った際、国民年金の免除に関する説明を聞いて、昭和 56 年 7 月頃に私の元妻が私の免除申請の手続をしてくれたと思うので、申立期間を保険料免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和 61 年 1 月 31 日に払い出されたものと推認できる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情もうかがえないことから、申立期間のうち 56 年 6 月から 60 年 9 月までの期間は、手帳記号番号払出前であり、制度上、免除申請の手続を行うことができなかった期間であったと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請について、申立人は関与しておらず、昭和 56 年 7 月頃に申立人の免除申請を行ったと申立人が主張する元妻から当時の状況についての証言を得ることもできない。

さらに、申立人の元妻のオンライン記録には昭和 58 年度から平成 6 年度までの免除記録（昭和 60 年度以降は免除申請の処理年月日の記載がある。）を確認することができるが、申立人のオンライン記録には免除記録は確認できない。

加えて、保険料の免除申請は毎年度行うこととされていることから、申立期間の保険料の免除申請が行われたとすると、8 回の手続がなされたこととなるが、そのいずれについても行政側が記録を誤り、申立人に係る免除記録

が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の保険料が免除されたことを示す日記、メモ等の関連資料は無く、ほかに保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 5 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 5 月から同年 8 月まで

私は、仕事を辞めた際には必ず A 市役所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っており、申立期間①及び②も加入手続を行い、保険料を納付したはずである。

当時の住所には借家人がおり、生年月日は不明であるが同姓同名であったため、その人と私の年金記録が混同されている可能性があると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和 42 年 6 月 2 日に同市から払い出され、申立人は 41 年*月*日に遡って資格を取得していることが確認できる。ところが、当該手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者台帳管理簿及び前述の被保険者名簿により、申立人は、申立期間①及び②の前にそれぞれ被保険者資格を喪失した後、申立期間①及び②に係る加入手続がされた記録は無いことから、申立期間①及び②においては国民年金の被保険者で無かったことが確認できる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、A 市が保管する昭和 48 年度国民年金保険料徴収明細簿及び 57 年度

国民年金保険料明細表において、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、「当時の住所には同姓同名の者がいたため、自分の年金記録と混同されているのではないか。」と主張しているが、前述の被保険者台帳、被保険者台帳管理簿及び被保険者名簿の全てにおいて、申立人の氏名、生年月日及び手帳記号番号は適正に管理されていることが確認できる上、ほかに申立人と同姓同名で生年月日が同一の者は見当たらないことから、申立人の被保険者記録が別人の被保険者記録と混同されているとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧で、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1109 (事案 59 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 16 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和 59 年 4 月 16 日から 61 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、平成 19 年 9 月 2 日に年金記録確認の申立てをしたが、20 年 5 月 22 日付けで、「年金記録の訂正は必要ない。」との通知を受けた。

今回、申立期間に派遣先のB市役所で一緒に勤務していた同僚がC氏だったことを思い出したので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、申立人はA社に継続して勤務していたことは認められるものの、事業主は申立期間当時の賃金台帳を保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除に係る状況が不明であることに加えて、申立人は申立期間を含めて昭和 61 年 2 月 18 日まで国民年金に加入し国民年金保険料を納付しているなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人がA社からの派遣先であるB市役所で一緒に勤務したとする同僚のC氏には、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において申立期間を含む昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができる。同人は既に亡くなっている上、申立期間において、同社に係る被保険者原票から被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した同僚 13 人についても文書照会を行い、うち 9 人から回答があったが、全員が「申立人

を知らない。」としており、申立人の保険料控除等について、当時の同僚から具体的な供述を得ることができなかった。

また、事業主に改めて申立人に係る資料の有無等について照会したところ、事業主から、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」の写しが提出されるとともに、「申立人の申立てどおりの届出は行っていない。」との回答があり、当該決定通知書及び確認通知書において、申立人は昭和 59 年 4 月 1 日に資格取得し、同年 4 月 15 日に資格喪失した後、61 年 4 月 1 日に再度資格取得し、平成元年 4 月 1 日に資格喪失した旨記載され、当該資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 59 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで継続勤務していた A 社において、昭和 59 年 4 月 1 日と 61 年 4 月 1 日の 2 度にわたり同社の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、59 年 4 月 1 日に資格取得したときの被保険者原票（資格喪失日は昭和 59 年 4 月 15 日）の証返納年月日欄には「59. 4. 16」の記載があり、61 年 4 月 1 日資格取得時の被保険者原票の備考欄には、「年金 1 年以上の被保険者期間なし（61. 4. 1 より掛け始める）」との手書きのメモが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人については、オンライン記録どおりの届出がなされていたものと推認される一方、申立人の主張どおりの保険料が控除されていたことについては推認できない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 6 日まで

私の夫は、夫の友人の要望でA県B市にあるC社に勤務するため、昭和26年にD県からB市に単身赴任し、同社で事務、接客及び社員の育成指導等の社内全般に関する業務に従事していたが、27年にE県F市に同社F支店が増設され、夫がF支店の支店長となった。

F支店は、昭和36年頃にG社に営業譲渡され、夫は、その後はG社に勤務した。

C社で夫の同僚だったH氏から、同人には同社に係る厚生年金保険の被保険者記録があると聞いており、夫の被保険者記録が確認できないのは納得できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、F支店が昭和36年にG社に営業譲渡されるまで申立期間においてF支店に勤務したとして申立てているが、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、29年8月1日から35年5月1日まで被保険者記録が確認できるH氏は、「私は、C社がF支店をG社に営業譲渡した後はC社のB支店におり、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年8月から被保険者記録がある。申立人は、F支店がG社に営業譲渡されたときにG社に移って勤務したので、29年当時には、C社には勤務していなかったと思う。」と回答している上、他のC社及びG社に勤務したとする複数の同僚等も、F支店は28年の夏頃までにG社へ営業譲渡され、申立人は、営業譲渡に合わせG社に移って勤務したと回答していることから判断すると、申立

人は、申立期間当時、C社ではなく、G社に勤務していたことがうかがえる。

また、複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間より前の昭和26年頃から28年夏頃までC社に勤務していたことがうかがえるものの、適用事業所名簿において、当該期間に同社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、同社は、29年8月1日に適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、C社に係る被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間において勤務したことがうかがえるG社は、適用事業所名簿により、昭和36年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

その上、G社は、昭和55年4月1日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は連絡先不明のため、関連資料及び供述を得ることができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 28 日から 53 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間についてA県B教育事務所（現在は、A県教育庁）において、C学校に臨時的任用教諭として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間の前の昭和 51 年 4 月 5 日から 52 年 4 月 1 日までB教育事務所管内の学校で臨時的任用教諭として勤務した期間の被保険者記録は確認できるが、同じ教育事務所管内で臨時的任用教諭として勤務しながら、申立期間について被保険者記録が無いことに納得できない。

給与支給明細書等は既に処分して所持していないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県教育委員会が発行する履歴証明書及びA県教育庁の回答により、申立人は、申立期間においてC学校に臨時的任用教諭として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同庁は、「当時、臨時的任用教職員の厚生年金保険の加入手続は各教育事務所が行っており、C学校はB教育事務所が管轄していたが、関係書類は保存年限を経過しているため廃棄されており、当時の各教育事務所の厚生年金保険料控除の取扱い等の詳細については不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げている申立期間当時のA県B教育事務所職員に対して文書照会を行ったが回答が得られない。

また、C学校の沿革史から申立期間当時に臨時的任用教職員としてC学校に勤務していた同僚4人の名前が確認できるところ、当該4人からは、「全く記憶していない。」等として、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の

控除に関する資料及び供述を得ることができない。

さらに、同庁は、「各教育事務所における任用期間が2か月と1日を超える臨時的任用教職員の厚生年金保険の加入は、本人の希望に任せており、社会保険事務所（当時）の指導により対象者全員を加入させるようになったのは、昭和61年度から63年度以降である。」と回答しているところ、前述の同僚4人について、A県B教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、同教育事務所においては、臨時的任用教諭について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立期間において、前述の被保険者原票及びオンライン記録に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1112 (事案 86 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月 28 日から 60 年 7 月 12 日まで
② 昭和 61 年 10 月 6 日から同年 11 月 28 日まで
③ 昭和 62 年 3 月 7 日から同年 3 月 31 日まで

私は、昭和 59 年 5 月 28 日から 63 年 3 月 31 日までの期間において、A 教育事務所（現在は、B 県教育庁）管内の学校でいずれも臨時的任用教諭として断続的に勤務した。

当該期間のうち、昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで勤務した C 学校及び 62 年 6 月 25 日から 63 年 3 月 31 日まで勤務した D 学校については厚生年金保険の被保険者期間とされているが、申立期間①に勤務した E 学校、申立期間②に勤務した F 学校及び申立期間③に勤務した D 学校については被保険者期間とされていないので納得できないとして、前回、年金記録確認の申立てを行ったが、全ての申立期間について、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知を受け取った。

今回、私と同じ臨時的任用教諭で、申立期間①に勤務した E 学校に係る被保険者記録がある同僚が新たに判明した上、申立期間③に勤務した D 学校で、勤務時期は覚えていないが、一緒に臨時的任用教諭として勤務した同僚がいることを思い出したので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する人事異動通知書により、昭和 59 年 5 月 28 日から 60 年 3 月 31 日までの期間及び同年 4 月 5 日から同年 7 月 12 日までの期間について、申立人が A 教育事務所管内の E 学校に勤務

していたことは確認できるが、i) 申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無いこと、ii) 当時の上司(学年主任)に確認したが、申立人の厚生年金保険加入の有無等は不明であり、B県教育庁は、申立期間の給与関係及び社会保険届出関係の書類を既に廃棄しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情を確認できないこと、iii) 57年9月1日から60年3月31日までの期間において、A教育事務所管内の学校で臨時的任用教諭(又は臨時的任用助教諭)として断続的に勤務したとする者について確認したところ、同一の雇用条件でありながら厚生年金保険の被保険者記録が確認できない期間が混在することから判断すると、当時、A教育事務所は臨時的任用教職員について、必ずしも全ての勤務期間を厚生年金保険に加入させていたとは限らないことが推認されること、申立期間②及び③については、人事異動通知書から、両申立期間とも2か月以内の短期間任用であったことがうかがえるところ、厚生年金保険法第12条第2号の規定により、申立人は、当該期間において、厚生年金保険被保険者の適用を除外される者であったと推定されることなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者として全ての申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月16日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同じ臨時的任用教諭として勤務した同僚のうち、申立期間①においてE学校に係る被保険者記録がある者が判明した上、時期は不明であるが、申立期間③においてD学校に勤務した者を思い出したとして再申立てを行っている。

- 2 申立期間①について、A教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、今回、新たに申立人が自身と同じ臨時的任用教諭としてE学校に勤務したとして名前を挙げた同僚、当該同僚の回答により判明した別の同僚及び前回の申立て時に判明している同僚について、勤務期間の全部又は一部に係る被保険者記録が確認できるものの、各人とも、「厚生年金保険への加入の説明及び保険料控除については、記憶に無い。申立人の保険料控除についても分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る保険料控除について確認できる供述は得られない。

また、B県教育庁は、「当時、臨時的任用教諭の厚生年金保険の加入手続及び保険料控除は各教育事務所で行っていたが、任用期間が2か月と1日を超える臨時的任用教諭の厚生年金保険への加入については、本人の希望に任せており、臨時的任用教諭の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしたのは、おおむね昭和63年度以降であった。」と回答しているところ、B県教育委員会が発行した昭和59年度から61年度までの教職員録に

より、A教育事務所が管轄する学校において臨時的任用教諭であることが確認できる 198 人（申立人を除く。）について、前述の被保険者原票及びオンライン記録によると、前述の教職員録により各人が臨時的任用教諭として記載されている期間に被保険者記録がある者は 116 人確認できる一方、82 人は被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、同教育事務所においては、臨時的任用教諭について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

- 3 申立期間②及び③について、前述の被保険者原票及びオンライン記録により、昭和 61 年度中に被保険者の資格を取得している 70 人のうち、被保険者期間が 2 か月以内の者が二人（申立人を除く。）確認できるところ、そのうち連絡先が判明し聴取できた一人は、「私は、昭和 61 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの任用期間として採用されていたが、実際には事情があって同年 5 月 29 日に退職した。任用期間が 2 か月以内の臨時的任用教諭及びその者の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している上、申立人も任用期間が発令当初から 2 か月以内の臨時的任用教諭である他の同僚を覚えていないことから、当該臨時的任用教諭に係る厚生年金保険の加入手続及び保険料控除に関する取扱いについて、同僚等から供述を得ることができない。

また、B 県教育庁は、「臨時的任用期間の発令が当初から 2 か月以内の短期間となっている者については、厚生年金保険法上、被保険者の対象から除外されているので、厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除は行っていなかったものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が時期は覚えていないが一緒に D 学校において臨時的任用教諭として勤務したとして名前を挙げている同僚は、申立期間③より後の昭和 62 年 9 月から同年 12 月までの期間において、D 学校に臨時的任用教諭として勤務したが、当時の厚生年金保険に関することは何も覚えていないと回答している上、オンライン記録において、当該期間に係る当該同僚の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間②の始期から申立期間③の終期までの期間において、前述の被保険者原票及びオンライン記録に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

- 4 このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

を認めることはできない。